

片目失明及び片耳難聴を障がい認定するよう求める意見書

現行の厚生労働省の「視覚障害者」の認定条件では「視力の良い方の眼の視力が 0.3 以上 0.6 以下かつ他方の眼の視力が 0.02 以下のもの」が、6 級と規定されており、両眼の視力と視野の制限によって行われるため、たとえ片眼を失明していても、他眼に 0.6 を超える視力があれば障がい者として認定されない。

これは、片目の機能全廃であり、日常生活に困難が生じることは言うまでもなく、上肢欠損に至らない指の欠損障がいにおいても、障がい認定がなされることを鑑みれば、不合理極まりないことは明白である。

隻眼の場合、自動車の運転免許では、大型一種、二種全般、中型一種、けん引免許が取得できず、更新時には取り消される。警察官、自衛官、消防士、鉄道運転士への就職の道も断たれる。

また、隻眼となった眼球が多少でも残っている場合、義眼の装着は、医療行為として健康保険適用となる場合があるにもかかわらず、美容目的と判断されていることも理不尽である。

同様に、片方の耳が聴覚機能を失調しても、視力同様、両耳の聴力レベルが「①両耳の聴力レベルが 70 デシベル以上のもの（40 センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの）、②一側耳の聴力レベルが 90 デシベル以上、他側耳の聴力レベルが 50 デシベル以上のもの」であれば障がい認定要件を満たさないため、他耳が健聴であれば障がい者として認定されない。

自動車運転免許等においては、隻眼者よりも条件は緩和されているものの、職種については同様に制限がある。

日本は 2014 年、「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）を批准し、それに伴う国内法整備として、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別禁止法）を 2013 年に制定している。同法第 1 条（目的）では、「障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする」とある。

医師法などでは、視覚・聴覚障がいが絶対的欠格条項であったところ、2001 年改正で相対的欠格条項となったが、栄養士法、製菓衛生師法、調理師法、検察審査会法のように欠格条項を全廃するに至っていない。

障がい者欠格条項は、障がいを理由に国が法律で権利を制限する制度であり、これについても前述の条約、法の趣旨に基づき、全廃に向けて改定すべきである。

よって、提起した事案に対処するため、具体的施策を検討の上、以下のとおり早急に措置を講じることを求める。

記

- 1 片目失明者及び片耳難聴者を障がい者に認定するよう、現行の視覚障がい者及び聴覚障がい者の認定基準の見直し又は新たに身体障害程度の等級を設定すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 7 月 4 日

岸和田市議会